



いわみ

# 議会だより

# 号外

平成30年3月1日発行

## 杉村議員

# 謝罪を すべて拒否

## 町民の名誉を傷つけた 杉村宏議員に 謝罪を求めめる

## 議会

## 議会だより号外を発行し 傷つけられた名誉を回復

議会は1月5日、杉村

議員に対し、杉村議員が  
機関紙の記事、本会議発  
言で名誉を傷つけた、次  
の3者に、直接謝罪する  
こと及び自身の発行する  
機関紙に訂正記事を早急  
に掲載することを求めまし  
た。

### ①前監査委員

辞任理由を読者に誤認  
させる記載をされた。

### ②消防署用地の提供者

悪意をもって農地を無  
断転用しているかのよ  
うに本会議で指摘され  
た。

### ③道の駅と町長

買参権に関わって密約  
を交わしているかのよ  
うに憶測された。

議会の求めに対し杉村

議員は、「特に間違った  
ことはしているつもりは  
ない」と述べ、謝罪する  
ことを拒否しました。  
議会は、町民の名誉に  
関わる重要な問題ととら  
え、議会だより号外によ  
り、この間の経過をみな  
さんにお知らせすること  
にしました。

29年  
4月

# 前監査委員の名誉を傷つける記述



消防署の建替えを進めるため、町が取得した用地  
(現在、駐車場として利用)

29年  
10月

## 前監査委員へ謝罪 せず 消防署建替え用地提供者を 悪意を持った無断転用者よばわり

「議会の意見をふまえ行動したい」

全協で表明したのに  
前監査委員へ謝罪せず

道の駅への400  
万円は、補助金的  
な拠出として承認

道の駅が買参権（漁協のセリ市に参加できる権利）を取得するため、町が、27年度に拠出した400万円は、補助金的なものだとの町長の説明をふまえ、議会は杉村議員も含めて全員一致で承認しました。

町の400万円は出資金です。拠出を受けた道の駅は、債務として処理しています。

出資か貸付か  
決めるのは町

杉村議員は、道の駅が債務としていることを根拠に、返還を請求できない出資金ではなく、返還を請求できる債権とすべきだと、27年度決算審査時以来、主張しています。しかし拠出金が何かを決めるのは、拠出者です。

杉村議員は自身の機関紙（29年4月）で、前監査委員が、監査で出資金という処理を誤りだと指摘しなかったことが理由で、任期中途で退任したかのように受け取れる記事を書きました。議員11人は、前監査委員の名誉を傷つける記事だと判断し、謝罪するよう求めました。

杉村議員は昨年6月の全員協議会で、「誤解を与える記事だとの」皆さんの意見をよく踏まえて、行動していきたい」と表明しました。しかし、10月発行の機関紙では、自分の表現は間違っていないと述べ、前監査委員への謝罪は、一言もありません。

前監査委員の退任を書いた杉村議員の記事をめぐって、6月の全協で2回議論しました。澤議員が前監査委員の退任について誤解を与えると抗議したら、杉村議員から「考える方の勝手だ」といわれたと述べました。「考える方の勝手だ」という杉村議員の考えに、他の議員からも批判が続出。しかし、杉村議員からは反論や弁明は

謝罪しない杉村議員  
根底に「誤解は読み手の勝手」

一言もありませんでした。杉村議員は、「町長が罷免したかのように思われるということがあれば、これは書いた趣旨を超えたものとの印象」と発言しました。船木議長が「第三者が誤解するような表現は止めてほしい。自分の思いで書けばいいが、人に迷惑を与えることは止めてほしい」と述べました。

「消防署用地提供者は  
農地の無断転用者。  
さかのぼって課税すべき。」

東部広域行政管理組合が岩美消防署を建替えるため、町は昨年、消防署の裏にある民有地を購入しました。この土地は、昭和53年に完成した現消防署敷地に隣接した地目が田の土地です。地権者は田の固定資産税を納めながら、消防署職員の駐車場として無償で提供してきました。

杉村議員は、9月議会でこの土地の取得について取り上げ、「農地の無断転用は、わざわざ無断転用していますと申し出ることは考えにくい。法にある遡及課税をすべきだ」と述べました。転用といっても、地権者は、それで利益を得ているわけではありません。

「農地の無断転用として遡及課税すべき」とする杉村議員の発言は、消防署用地の提供者が、悪意を持って農地を無断転用していると言わんばかりです。消防署用地の提供者の名誉を傷つける発言です。

# 道の駅の買参権取得の400万円

## みずからの主張に合わせた都合のいい「つくり話」

### 道の駅と町長の名誉を棄損

### 町と道の駅のあいだの ありもしない密約発言

昨年9月議会の決算審査で杉村議員が行なった討論は、次のような内容です。

◇監査法人トーマツのある人に尋ねたところ、町長が当初予算で説明した補助金的なものとされた通り、この人の見解では、町の支出は出しっぱなしの補助的なもので、道の駅

としては収益に計上し、その年度でおしまいにする性格のものと思うと言われました。

◇この人の見解は、町は債権とすべきだという私の主張とは異なります。◇そこで次のように私の推察を申し上げます。道の駅が買参権を手放す場合、差し入れている保

証金は全額道の駅に返還される。それを道の駅に残しているは、元の資金が公費であることから批判が出る可能性がある。返還されれば、そのまま町に返すことにしようとの口頭などでのやり取りがあったのではないだろうか。

◇推察の通りなら、道の駅が400万円を債務としていることは適正で、町が債権とせず出資としてしていることは正しくないとする私の主張に合致する。私の推察に、その人は大いに納得されました。

杉村議員の「推察」は、道の駅と町の間、議会議決とは異なる密約があったとするもので、町長と道の駅の名誉を傷つける重大発言です。「密約」の存在を確信するならば、議員としてとるべき行動は議会です。

議会だより調査特別委員会										
議長	船木 祥一									
委員長	田中 克美									
副委員長	芝岡 みどり									
委員	柳 正敏									
委員	日出嶋 香代子									
委員	田中 伸吾									
委員	川口 耕司									
委員	宮本 純一									
委員	杉村 宏									
委員	寺垣 智章									

※本号外の編集は、杉村議員以外の委員で行うことを、杉村議員を含めた委員会で確認しました。



道の駅の直営鮮魚店・魚跳屋は道の駅がせり落とした魚を販売している

議会は、補助金的な拠出だとする町長説明をふまえて、杉村議員を含む全員が予算を承認しました。